

## 「楽師王」と「楽師伯」

— 後期中世・近世ドイツにおける楽師の支配構造 — (2)

上尾 信也

### III 王か伯か親方か

a <宮廷の楽師に与えられた称号としての楽師王> 前章でも触れたように最初に史料に現われる楽師王は、宮廷に仕える楽師に与えられた称号としての楽師王である。宮廷人であったトルバドゥール、トルヴェールに仕えるものとして、12世紀には早くもフランスでは王侯の宮廷にジョングルールという呼称で楽師は現われはじめる。まずは、そのジョングルールに楽師王の称号が与えられたのである。その最も早い例は、1175年プロヴァンス地方ボーケールの楽師王ギョーム・ミタの記録である。<sup>(50)</sup> ミタには楽師王の証しとして、主君のウルゲル伯爵夫人から40000ソリドゥスに値する冠を贈られたという記録も残っている。<sup>(51)</sup> 王家ヴァロワ家ではフィリップ・ル・ベル (1268-1314) が、1295/96年に宮廷楽師ジャン・シャルミヨンをつロワの楽師王に任命している。<sup>(52)</sup>

さらにこのような例は、フランス王家と関係の深いプランタジュネット朝イングランドの王家にも波及する。1291年の記録では、エドワード1世妃エレオノール (1246-90) がシャンパーニュ出身の楽師の王に、高価な杯を贈っている。<sup>(53)</sup> またエドワード1世 (1229-1307) 自身も1306年に7人の楽師王を任命している。<sup>(54)</sup>

このような初期の楽師王は、王侯貴族がその宮廷に仕える楽師に対してのある種の栄誉もしくは褒賞として与えた称号であり、後の楽師の王国にみるような「楽師レーエン」を伴った実質的な役職ではなかった ([a]タイプ)。しかし、この栄誉ある称号は、後の楽師王にとって、

自らを正統化・権威化する象徴的な記号となったことは推測できよう。

b <広域の「楽師レーエン」としての楽師王> 本論で問題とするドイツ地域に「楽師王」の記録が出現するのは、14世紀に入ってからである。これ以降の楽師王の記録は、特に中部ラインから上部ライン地方にかけて現われる。これら楽師王は、「楽師の王国」といわれる「楽師レーエン」を上部権力（領主やその代理者としてのフォクト）から授与され、王国の下部組織として「兄弟団」化された楽師の団体を通して、維持している。この場合、楽師レーエンを授与された楽師王は、その領域、つまり「楽師の王国」における楽師・放浪者の芸能営業活動に関するすべての監督権（人的側面）を持ち、楽師たちの収入などに関しての裁量権（物的側面）を持つのである。ここにおいて、楽師レーエンを付与される形での、楽師の実質的な支配構造としての楽師王が出現する。以下では、これら楽師王のいくつかの例を取り上げることとする。

(1) 皇帝カール4世のフィドル王ヨハネス

1355年にルクセンブルク家の皇帝カール4世（在位1347-78）はマインツに宮廷を置き、豪華な宴を催すため数多くの楽師を参集させた。その際「最高の楽師ヨハネス」を「全神聖帝国における全ヒストリオの王」に任命した。楽師王ヨハネスに与えられた任務と報酬は、まず放浪者を法のもとに従わせ、彼すなわち「放浪者の王」に服従せしめることであった。その尽力に対して楽師王は、受領した祝儀すべての自由裁量権を与えられた。このことは、楽師を含む放浪者の主たる収入源が、一時的に差し押えられるということであった。

しかし全神聖ローマ帝国の楽師王とはいえ、彼が神聖ローマ帝国内のすべての楽師王国を訪れることは不可能であり、またその領域もたったひとりの人間の力で規律を徹底させるには多くの難問を抱えているほど広大であった。さらに、皇帝カール4世の側も、新たな金印勅書（1356年）によって、領邦諸侯の勢力は増大し自らの領地で皇帝の役人を承認せず、保護下に置くほどになっていた。そのため実際に楽師王ヨハネ

スの権威は、「神聖帝国」下ではルクセンブルク家領のみでしか通用しなかった。つまり実際は、楽師王という王位とレーエンを与えられたが実質的な効力はなく、称号という観念的な名誉の付与しかなされていなかった。その意味で、楽師王ヨハネスは、前節の「宮廷の楽師への称号としての楽師王」とも言えよう。<sup>65)</sup>

### (2) 中部ラインの楽師王

断片的な記録ではあるが、14世紀後半に中部ライン地方では何人かの楽師王が任命された。例えばマインツの大司教アドルフは1385年に、彼の楽師ブラハトを「ザルツァの攻城戦(1366年)の際の荣誉ある働きに応え」、彼のすべての優先権を保証し、すべての司教領における「放浪者の王」に任命した。また、ブラハトは1400年のマインツ大司教ヨハネスの文書記録にも、楽師王として記されている。<sup>66)</sup>

また、1393年頃のプファルツ伯ルプレヒト(父)による宮廷楽師ヴェルンヒア(ヴェルナー・フォン・アルツァイ)の楽師王への任命状が残されている。<sup>67)</sup> 両者の例は、[(a)タイプ]「称号としての楽師王」の形態をとってはいるが、実質的な楽師レーエンを付与したものである。

### (3) アルザスの楽師王国

楽師レーエンを持つ楽師王の例として最も顕著なものは、放浪者や楽師に関する記録も頻繁に現われるアルザスの楽師王国の例である。この楽師王国に関する史料は15世紀に多量に現われる。それぞれを詳述することは他の機会に譲り、ここでは簡単にアルザスの楽師王国の支配構造をみてみたい。

最初の系統的な史料は、1400年以降半世紀にわたる楽師王の名前と、上部権力との関係を示す書簡、任命状、レーエン付与状などの記録である。それによると、アルザスの楽師王国は、「悲しみの聖母」を守護聖人に戴く楽師兄弟団を下部組織とし、その兄弟団が楽師王を戴いていた。その楽師王の任命は、14世紀以来保護領主であるラポルトシュタイン家によってなされていた。

ラポルトシュタイン家の出自は、スポレート公爵家と伝えられ、13世紀にはアルザスの領域領主として勃興した。<sup>(58)</sup> 1461年頃ラポルトシュタイン伯ヴィルヘルムのバーゼル大司教宛の書簡<sup>(59)</sup> や1481年の皇帝フリードリヒ3世(1440-93)より「楽師レーエン」を封受した記録<sup>(60)</sup> などから、同伯家が楽師王の任命者であり、上級裁判権を有し、楽師王国に対する皇帝のフォークトとしての役割を演じていたことが推測できる。

同伯家をフォークトとし、聖母の兄弟団を通して、実質的に楽師王国を支配していたのは、楽師王である。記録に残っている楽師王は、1400年頃病死したといわれる笛吹きハインツマン・ゲルヴァー、その後1434年まで楽師王であった楽師ヘンゼリン、その後任のラッパ奏者ローダー、1454年頃にはゲオルク・ホックが楽師王として存在した。1456年以降は、ザンクト・グレゴリエントールの修道院長宛の兄弟団の利益を守る旨の書簡を残したラッパ奏者イェルク・パウマンが楽師王であった。<sup>(61)</sup> 彼らの支配した楽師王国の領域、すなわち「悲しみの聖母の楽師兄弟団」の領域は、時代が下るに従って拡大していった。初期には、ヴァイラー近郊アルプレヒツタールでの例大祭(年次集会)を行ない、後ラポルトツヴァイラー近郊シュレットシュテットに移る。例大祭の日、ドューゼンバッハの悲しみの聖母礼拝堂にてミサを挙げる。兄弟団成員各人が「悲しみの聖母」を刻印した銀製のメダルを携行していた。

その後アルザスの楽師兄弟団は領域を拡大し、南北はハウエンシュタインからハーゲナウの森まで、東西はヴァスガウからライン河畔まで、広範囲なレーエンとなった。そのため楽師王国は管理上3つに区分された。すなわち、上部王国は、バーゼルからオトメールスビュールとコルマルまでで、集会地はタン。中部王国はコルマルからエフィングまでで、集会地はラポルトツヴァイラー。下部王国はエフィングからハーゲナウの森までで、集会地はロスハイム、ムーティヒ、ビシュヴァイラーであった。これがこの楽師王国の最大版図といえよう。

さらにこの「悲しみの聖母の楽師兄弟団」が、1494年、1533年、1606

年、1718年の4回にわたり残した規約も、重要な史料である。<sup>(63)</sup> そこには先にあげた支配構造を裏付ける、二、三の条項が記されている。すなわち、規約では「王」と領主が区別され(第10条他)、<sup>(64)</sup> さらに楽師王によって裁かれる楽師法廷の上級裁判権を領主が有している(第21条)。<sup>(65)</sup> 問題提起として引用した「楽師集会・楽師法廷」に関しては、楽師同士のもめごとと職業上の問題、規約違反は「王」と楽師法廷の所管に属することとし(第20,23条)、<sup>(66)</sup> さらに楽師法廷の上級裁判権を領主に持たせている(第21,26条)。<sup>(67)</sup> 領主は15世紀にはラポルトシュタイン家であったが、その後上訴は1501年に皇帝マクシミリアン1世によってコルマールに創設された最高法院になされるよう定めている(第24条)<sup>(68)</sup> ことから、ラポルトシュタイン家がフォークト職を維持できなかった可能性もある。

#### (4) チューリヒの楽師王

同じく15世紀における楽師レーエンを持つ楽師王の例には、チューリヒの楽師王ウルマン・マイヤーと「慈愛の聖母の楽師兄弟団」が挙げられる。この楽師王国の存在は、チューリヒ市によってウルマン・マイヤー<sup>(69)</sup> に付与された1430年3月29日付「レーエン付与状」で明らかである。<sup>(70)</sup> そこでは、アマルガウ、ブレムガルテンの高名なフィドル弾きウルマン・マイヤーをスイス地域の楽師王に任命し、様々な特権と承認を与えている。アルザスと同様、彼は楽師兄弟団を通じて楽師王国を維持した。<sup>(71)</sup> また、1407年ザンクトガレン・カントンのウツナッハに「放浪者、フィドル弾き、笛吹き」の兄弟団、自称「聖十字架の兄弟団」として設立認可状を与えられた楽師兄弟団は、フォークトにトーゲンブルク伯爵を戴いていたが、最後の同伯爵の死後、楽師王マイヤーのチューリヒの楽師王国下に置かれた。<sup>(72)</sup>

以上、アルザスの例で顕著なように、広域の「楽師レーエン」としての楽師王とその王国は、名目上の最上級の支配者には皇帝や王侯、もしくは都市同盟を戴き、そのフォークトである貴族身分の領主を実質上の

レーエン付与者として、楽師王国の上部権力としていた。楽師レーエンを授与された楽師王は、その王国を楽師兄弟団を通して支配し、また兄弟団に属さぬ「放浪者」をも支配下におく存在であった（〔b〕タイプ）。  
 c 〈宮廷職・レーエンとしての楽師伯〉 以上二つの節で見てきたように、楽師レーエンを授与された楽師王と並んで、楽師・放浪者の監督職として楽師伯が存在した。楽師伯（芸能伯）は、様々な形態で史料に現われてくるが、まず王侯によって任命された宮廷職としての例をみてみたい（〔c〕タイプ）。

#### (1) オーストリアの楽師伯

最初期の楽師兄弟団のひとつに1288年に設立されたとされるウィーンの「聖ニコライの楽師兄弟団」がある。聖ミカエル教会に祭られる聖ニコラウスを守護聖人に戴いたこの楽師兄弟団は、楽師伯を長として、その保護下に置かれたとされている。<sup>72)</sup> さらに、この兄弟団がオーストリア大公アルブレヒトによって1354年に認可をうけた際、王室顧問官である貴族身分のペーター・フォン・エーベルスドルフをフォークト（在職1354-76）として「オーストリア大公領において全領域の上級楽師伯（オーバーシュピールグラーフ職）」に任じ、その下に、おそらく楽師身分であろう10人の下級楽師伯が置かれたという記録が残っている。<sup>73)</sup> その後1777年皇帝ヨーゼフ2世によって廃止されるまで、この上級楽師伯職は、エイツィンガー家、ブレウナー家などによって世襲レーエンとして継承された。

しかし、それ以前からウィーン市において、楽師・放浪者に対して裁判権を有す楽師伯が存在した。つまり、1278年から1296年間に制定されたウィーンの都市法によれば、「放浪の者各人」は、「楽師伯の前にひれ伏さねばならない」という記述が見られる。<sup>74)</sup> つまり、すでにウィーンでは都市の楽師伯が存在しており、その後オーストリア全土に渡って、それぞれの地域の楽師伯を統括するより広域な楽師伯が、フォークトとして楽師とハプスブルク家の間に介在したのである。

## (2) バイエルの楽師伯

ミュンヘンでは1322年の婚礼条令にすでに楽師に対する規定が現われるように、早い時期から楽師に対する支配体制が確立していたように思われる。<sup>75)</sup> しかし史料として、その支配体制を裏付けできるのは、「1464年7月25日付、バイエルン大公ルートヴィヒによるミュンヘンの楽師伯職任命文書」が最初の例である。<sup>76)</sup> それによると、楽師伯にはアンドレアスとヤーコプという最長老の宮廷もしくは軍隊ラップ奏者が任命されている。これ以降宮廷楽師が同職に任命され、その記録は17世紀以降系統的に残されている。<sup>77)</sup> しかし、この楽師身分の楽師伯とバイエルン選帝侯の間には、上級監督職として多くの場合テーリング家の出身の主馬頭長が介在していたが、<sup>78)</sup> 楽師伯は選帝侯家から直接楽師レーエンという形で、バイエルの楽師の支配を委ねられていた。さらに、楽師伯の下には、細分化された地域的な楽師伯としてフィアテルマイスターが存在した。<sup>79)</sup>

このバイエルの例は、楽師身分（特に宮廷楽師）が領域全体の楽師伯になり、フィアテルマイスターという下部組織を通して楽師を支配する構造であったと考えられる。

d 〈都市の楽師伯〉 都市で活動する楽師・芸人また放浪民を監督する役職としての楽師伯またはそれに類する役職の記録は、およそ13世紀末以降現われる。例えば、1283年のハンブルクの太鼓奏者ヨハンネスや1288年ロストックのポザーヌ奏者スタキウスがパン屋ヴァルターの寡婦と結婚した記録などは、個人名として楽師が記された例だけに、何らかの役職を帯びた可能性が推測できる。<sup>80)</sup> 都市文書ではほとんどの場合、楽師伯は奢侈条令に属する婚礼条令中の記述として現われる。14世紀以来都市において婚礼が、楽師や他の芸能者にとって最も実入りのよい、また機会の多かった営業の場であることは言うまでもない。それゆえ、婚礼の場を監理することが楽師伯の第一の職務となったのである。

そのような記録をたどってみると、都市の楽師伯はその身分に関して

2つのタイプに分けられるように思われる。つまり、ツンフトマイスター（楽師自身による楽師伯職）（[d-1]タイプ）か、市民身分の楽師伯職への任命（[d-2]タイプ）かである。以下いくつかの例を挙げ、両者を検討してみたい。

#### (1) レーゲンスブルクの楽師伯

南ドイツのレーゲンスブルクでは、1320年頃の婚礼条令に既に楽師伯への言及がある。14世紀に至るまでレーゲンスブルクには数多くの楽師が居住しており、婚礼や舞踏での楽師の供給を確保するためには、都市に楽師の永続的な滞在を保証することが必要であった。楽師を供給するために、また婚礼条令に基づき、就業した楽師の人数と支払い、舞踏祝宴の期間を監督するために楽師伯職は設置された。<sup>(61)</sup>

つまり、その職務は楽師に対して時宜に適した公示を、法令に則って厳守させることであった。法令に対しての意識的な違反の際には、都市からの追放刑といった厳罰が課せられた。また逆に、楽師伯にとって楽師の需要に応じて、楽師を提供することも重大な職務であった。このことは「楽師伯職に就くものは、婚礼の際に12人以下の楽師を提供せねばならない。さらに、当市に一年以上居住するか公に仕えなければならない」<sup>(62)</sup>などの条文からも窺える。しかし、この時期のレーゲンスブルクでは、この職に楽師身分の者が登用されていたのか、または市民が任用されていたのかは明らかではない。

#### (2) イーペルのシモン親方

1313年フランドルのイーペル市の会計文書によると、当市の楽師の長であるヴィエール弾きのシモン親方による「楽師の学校(楽師集会)」<sup>(63)</sup>の開催に際しての、報酬支払いの記録が残されている。<sup>(64)</sup>「楽師の学校」に関しては稿を改め詳述することとするが、ここでは、フランドル地方を中心に、この時期14世紀から15世紀前半にかけて開催された「楽師の学校(楽師集会)」において幾多の「楽師王」が参集したという記録を紹介するに留めたい。1330年にトゥールネにおいて31人の楽師王が楽

師祭（楽師の学校）のために参集したという記録が残されている。<sup>(85)</sup> このことからいくつかの推測が許されるならば、トゥールネに参集した楽師王とは、前節でみた王侯によって宮廷の楽師に授けられた称号をもつ宮廷楽師か、楽師王を戴く楽師兄弟団の長が参集したのか、また「親方」もしくは「都市の楽師（楽器の名称で呼ばれることもある）」として記される都市の楽師親方のいずれを指すのであろうか。以上三様の実態を持つ個々の楽師を、とりあえずは「楽師王」と一様に表記した可能性も否めないが、ここでは史料不足につき推測の域を出ない。

とはいえ、さしあたりここではシモン親方の役割について考えてみることにする。イーペル市の会計文書では、シモン親方に「イーペル大市の期間中彼の学校を開催し、クルトワジーを以て、彼らの仲間を指導するにあたって、すなわち10リブラ（の報酬を与える）」<sup>(86)</sup>とあり、また彼は「都市から給与を得ている長」<sup>(87)</sup>という言葉もある。つまり、シモン親方はイーペルの楽師を監督する何らかの職務を帯びていたと考えられる。しかし、トゥールネの例でも述べたように、彼が楽師兄弟団の長であるか、後のシュタットプファイファーのような都市の楽師職であるかは不確かである。

### (3) デュースブルクのヴィルハム親方

さらに1356年度から1394年度にかけて、デュースブルクの都市会計文書中に詳細に残されている楽師のヴィルハム親方に関する記録は、貴重ないくつかの示唆を与えてくれる。<sup>(88)</sup> ここでの主な関心は、ヴィルハム親方の職務に関してである。すなわち、「ヒストリオ（語りべ・楽師）」と呼ばれていたヴィルハムは、1368/69年に「親方」の称号を得る。<sup>(89)</sup> それまでに楽師の学校に関しての5回の、その後4回の支出項目が記されている。<sup>(90)</sup> しかし、都市による固定給をうけたという証左は見当らない。この楽師の学校（集会）に対しての絶え間ない援助と固定給の欠落、そして婚礼の際の彼とその仲間に対しての報酬支払いの記録<sup>(91)</sup>は、彼が後のシュタットプファイファー（都市楽師職）同様の都市の公職ではな

く、婚礼などの楽師の営業に関して何らかの指導的立場を持つ存在であったことを示唆している。

#### (4) ケーニヒスベルクのハウプトマン

ケーニヒスベルクで1350年頃成立したと思われる「メーヴェの楽師の掟」(21条項)によると、<sup>(92)</sup> 楽師の仲間団体もしくは兄弟団がこの時期存在していたことがわかる。<sup>(93)</sup> 上述の記録はその規約であり、そこには楽師と都市公権力の関係についての興味深い記述が残されている。つまり、この兄弟団に対して、上級の審判人・監督者として「ハウプトマン(楽師長) huopmanne」が市参事会により設置される。その者は「その集団からの罰金が与えられる」。彼は市参事会に属し、楽師間に引き起こった諍いすべてに「言い分に依じて罪」を決め、市参事会命令の遵守を監督する。さらに兄弟団をつかさどる「長老」を推挙するという職務を帯びた。<sup>(94)</sup> 名称こそ違え、ここでは、市参事会に任命された監督職(すなわち楽師伯、ここではハウプトマン)が、楽師の団体(楽師兄弟団)を通して楽師を監督するという、都市における楽師の支配構造の典型が描けるのである。

#### (5) ハンブルクの菓子職人による楽師伯

ハンブルクにおける最初の楽師に関する法令は、1301年から1306年にかけて成立したとされる『赤い都市法集』中の婚礼条令に見られる。<sup>(95)</sup> しかし、それらの婚礼条令などの監視を行っていたと思われる楽師伯に関する言及は15世紀中葉を待たねばならない。

それは1462年に「菓子職人ハインリヒへ、楽人(ミムス)と笛吹き(フィスラトールス)を監督する費用として」、1ライヒスターラーが支払われたという記録である。<sup>(96)</sup> これは楽師身分でない市の御用菓子製造業者が、楽師の監督人として毎年固定給を与えられていた記録であり、またこの監督人(楽師伯)は、婚礼と同じく新たな楽師の雇用に関しても尽力を義務付けられていた。<sup>(97)</sup> さらに、1464年の年次会計簿には、幾度も(上述の)「菓子職人ハインリヒに対する、笛吹きの都市主催

の行事への就業（監督）についての10シリングの報酬」という記述が見受けられることから、<sup>(98)</sup> ハンブルクでは楽師伯職に菓子職人が登用されていたことがわかる。

市民の同職への任命に関しては時代は下るが、1686年には市参事会の懸念にもかかわらず、この職は支払い能力のある市民の要望にこたえて売買されたという記録が残っている。そのため18世紀中葉には、楽師伯職になるには「ヴェッテ書記職 [同業組合監督官]」の同意を必要とするようになった。<sup>(99)</sup>

また、菓子職人が楽師伯に任用されていた例は他の都市にも見られる。例えば、ブレーメンにおいて1303年から1308年にかけて成立した都市法中の婚礼条令に次のような一文がある。「8人かそれ以下の楽師で婚礼や結婚宴会を賑やかにやろうとする市民は何人も、楽師に先んずる者である菓子職人にその旨を求めるべきである」。<sup>(100)</sup> これは菓子職人による監督職としての楽師伯を示している。さらにヒルデスハイムの1428年と1440年の都市文書の記述も、楽師と菓子職人の関係を示している。<sup>(101)</sup>

なぜ、菓子職人が、楽師さらには放浪者を監督する楽師伯に任用されたかについては明らかではない。しかし、この時代楽師が未だ賤民、放浪者であると見做される存在であったことや、14世紀から15世紀にかけての職人の遍歴運動などと絡めて様々な推測ができよう。パン職人や菓子職人は最も遍歴しやすい、移動性の高い職種であったことも何らかの意味を持つかもしれない。<sup>(102)</sup>

#### (6) リューベックの市民と楽師による楽師伯

楽師伯に関して最も貴重な示唆を与えてくれるのは、リューベックにおける同職に関する記録である。14世紀初頭以来、1454年、1467年、1612年などに何度も制定された奢侈条令やその細分化された規定である婚礼条令、さらにはもっと細分化された規定としての楽師条令や楽師伯条令（1771年）、さらには楽師伯職への志願状（1679年）など、この研究

分野には希なほど少なからぬ史料が残されている。<sup>(108)</sup> そこには様々な局面における都市の楽師の支配構造が描かれ、その構図の核となる楽師伯の様々な形態が窺えるのである。

以上の史料を見てみると、リューベックでは1316年以来「楽師・芸人伯 comes joculatorum」が任命され、市参事会の被雇用者として固定年給を受領していた。<sup>(109)</sup> さらに1416年以来「笛吹き伯 comes fistulatum」としてエックハルト・フォン・オルテンブルクが確認されるが、両職は都市内の楽師の監督をある程度委ねられていたと思われる。<sup>(109)</sup> また、1454年に新たに制定された婚礼条令・奢侈条令では、最大9人に婚礼に雇用される楽師の数を制限したこと<sup>(109)</sup> などから、楽師伯が比較的大きな楽師層を監督していたことが分かる。<sup>(107)</sup>

さらに、1612年に公刊された婚礼条令は、楽師伯の職務を改革し、個々の詳細を定めている。<sup>(108)</sup> これは宣誓、任命、教示、職務条項から成り、特に楽師伯の上部監督職にハンブルクと同様ヴェッテ職を置いている。ヴェッテ職は、リューベックやハンブルクでは同業組合の監督官として市参事会員が務めたが、楽師兄弟団を監督する職でもあった。<sup>(109)</sup> 17世紀に入っても楽師伯には、非音楽家身分の市民が任用されるのが普通で、任命を求めた商人？ヴィッシュマンの志願状が残されている。<sup>(110)</sup>

その後18世紀以降は、音楽家が同職に就くようになり、オルガン奏者や、1748年にはシュタットプファイファーの最長老者が同職を引き継ぐ慣習となった。これは1771年の楽師伯条令に示されている。<sup>(111)</sup> つまりリューベックにおいては、楽師伯には初期には市民が登用されることが多く、主に婚礼条令に基づき楽師を監督した。17世紀以降は、シュタットプファイファーという公職に任命された楽師が登用されるようになっていくのである。

以上、都市の楽師伯について簡単に述べてきた。すなわち、14、15世紀においては、楽師伯には主に市民身分が任用され都市内の芸能・音楽活動と芸人・楽師、さらには楽師も同類と見做されていた放浪者を婚礼

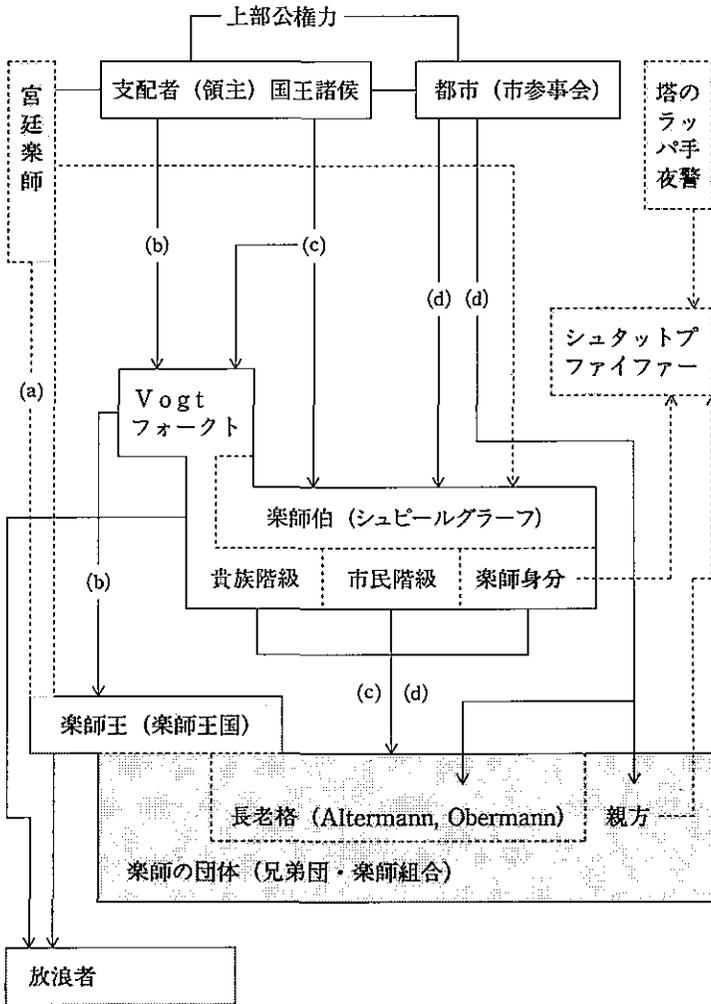
法に基づき監督していた。また一方では、都市に居住する楽師の親方が楽師伯という名称ではないが、同様に都市内の楽師を指導する立場にあった。それが16世紀以降、シュタットプファイファーという特権的な公職の確立により、次第に都市内における楽師の監督指導は、その職の特権として彼に委ねられるようになっていくという構図が描けよう。次章では、14、15世紀の楽師の支配構造の図式化を試み、シュタットプファイファーに代表されるような16世紀以降のその構造変化をいくつかの局面にわたって考えてみたい。

#### IV 楽師の支配構造における楽師伯と楽師王

a <楽師支配の4つの道> 以上いくつかの実例を用いて、「楽師王」と「楽師伯」そして支配される側の楽師の構造を見てきた。ここでは、14、15世紀における楽師（放浪者）支配体制のモデルを示してみたい（図2参照）。

もちろんそれぞれに例外はあるが、楽師の支配構造はほぼ4つの方向に集約できよう。それは前章で実例を分類し挙げた(a)(b)(c)(d)の4つの節に相当する。つまり、(a)タイプ〈宮廷の楽師に与えられた称号としての楽師王〉、(b)タイプ〈広域の「楽師レーエン」としての楽師王〉、(c)タイプ〈宮廷職・レーエンとしての楽師伯〉、(d)タイプ〈都市の楽師伯〉で、(d)タイプはさらに、楽師伯の身分に関してツンフトマイスター（楽師伯職的役割を担う楽師親方）（[d-1]タイプ）と、市民身分の楽師伯職への任命（[d-2]タイプ）のふたつに分けて考えられる。

また(b)(c)は、領主の支配領域全体もしくはその部分に及ぶ広域の支配体制であり、(d)は個々の都市領域に及ぶ支配体制である。(b)タイプにおける楽師王による楽師レーエンとしての支配構造は、特に楽師を楽師兄弟団に参集させ、楽師王自らその長となって、監督支配する構造である。(c)(d)タイプの楽師伯を媒介とする構造は、貴族階級・市民階級さらには楽師そのものから登用された楽師伯によって、いわば上部権力者の代官



——> 任命・監督・支配関係  
 - - - - -> 16世紀以降のその職務への登用や上昇  
 網目：楽師身分によるその集団の構成員

図2：「14, 15世紀における楽師の支配体制モデル」

の形で、楽師・放浪者を監督する支配体制である。

つまり、楽師王による支配構造は、楽師自身に対する人的側面と楽師の活動などに関する物的側面の両面に及ぶ楽師レーエンの授封者としての楽師王自らの支配体制である。これに対し、楽師伯による支配体制は、あくまでも婚礼条令や楽師条令などの法令を媒介として、法の監督者としての楽師伯が、楽師を活動の面において支配する体制であると言えよう。

彼らの上部権力である王侯や都市は、楽師王に対してひとまず廷臣層によるフォークトをその監督職に置き、支配の意志疎通の媒介としようとした。楽師伯に対しては、上部権力である特に都市は、初期には市民を登用し、後には「都市の楽師職」という官職をその地位に据えることで、自らの支配意志を明確にしようとしたのである。

それゆえ、前者には、「王」という支配者の称号が相応しく、後者には「伯」という支配の代理者の称号が相応しい。

b <都市における楽師の支配構造の変化> 14, 15世紀において明らかになった以上の楽師の支配構造は、特に都市においては、およそ1500年を境にして変化する。その16, 17世紀における都市の楽師の支配体制の変質は、一言で言えばフォークト・楽師伯・兄弟団の親方による楽師支配から、シュタットプファイファーによる支配の確立といえる。

つまり、図2で点線で示したような楽師層内部での職務の移行・登用が行なわれる。すなわち、都市の公職であるシュタットプファイファーに、塔の番人、夜警職や楽師兄弟団（楽師組合）の親方・長老層、さらには兄弟団成員が登用されることによって、都市内ではシュタットプファイファーを頂点とする新たな楽師のヒエラルキーが形成されるのである。<sup>(112)</sup> 16世紀以降明確化するこの都市内の状況は、いわば楽師の階級分化と言えよう。<sup>(113)</sup> 公職としてのシュタットプファイファー職設置の兆候は16世紀以前にも見られるが、明確な任命・宣誓によってこの職が確立するのはこの時期からである。<sup>(114)</sup>

都市における楽師の支配体制は、これにより、非音楽家層であった楽師伯に楽師自身を登用するようになり、<sup>(114)</sup> また楽師兄弟団（楽師組合）の親方が果たしていた監督者としての楽師伯的役割が、シュタットプファイファーによる楽師伯的役割へと明確に移行するのである。つまり、楽師自身による楽師支配体制が敷かれ始めたとも言える。それとともに、監督支配される側の楽師の団体も、楽師王などを戴く楽師兄弟団から、兄弟団の名称と内部の組織構造はほぼそのままに、シュタットプファイファー団体またはその下部組織的な団体へと変質していくのである。<sup>(115)</sup>

このような16世紀の変質は、楽師の領域だけではなく、ヨーロッパの民衆文化全体にわたる現象である。<sup>(116)</sup> 民衆文化の改革とも言われるこの価値観の転換を述べるに紙面はすでに尽きてしまったが、これは民衆文化を担った手工業者・農民などの価値観の改革とも考えられよう。また逆に職業史としての楽師の社会史を考え、職人として楽師を見るならば、当然彼らの意識の何らかの改革があったはずである。価値観や意識の変化を見るに、法制史的な側面からだけでは雑駁なアプローチしかとりえない。ゆえに、今後の課題として職業としての楽師の全体像にさらに踏み込むために、小論をひとつの指針として位置付けたい。

（なお、本論文の主旨は、1989年7月9日、桐朋学園大学短期大学部にて開催されたICUギョーム・ド・マショー・プロジェクト、音楽史研究会合同シンポジウム「新しい音楽家像 — 中・近世ヨーロッパにおける都市と楽師、ドイツとヨーロッパを中心に」において発表された。）

## 注

- 50) Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 23. etc.
- 51) "Comitissa Sorgest (von Urgel) coronam pretiatam XL millia solidorum ibidemmisit; disposuerant enim Guillelmum Mita vocari Regem super histriones unive..." (*"Chronicon Gaufridi Vosiensi"*: 444).
- 52) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 59f.: "Joannes dictus Charmillons, juglator, cui dominus rex per suas litteras tamquam regem joculatorum in civitate Trecensi magisterium juglatorum quemadmodum suae placeret voluntati concesserat". (Du Cange, Stichwort "Joculatores".)
- 53) "Item, pro un cypho empto cum pede, de auro, et dato per executores reginae cuidam menstrallo regis Campaniae, qui venit cum Francia". Accounts of the executors of Eleanor, Queen consort of Edward I, A.D. 1291 (W. Grossmann, *Frühmittelenglische Zeugnisse über Minstrels (circa 1100 bis circa 1400)*, Diss. Berlin, 1906, 79.)
- 54) 7人の楽師王はそれぞれ「Roy Johan le Waffrer, Roy Robert, Roy Marchis, Roy Baisescue, Roy Capenny, "le Roy de Champagne", Roy Druet」であり、ジョン・ル・ワフラーとドゥレットは他の文献にも159人の楽師の長としてみられる。(Grossmann, *Frühmittelenglische Zeugnisse*, 78f.: "Solutio facta menestrallis die Pentecostes. Anno XXXI to A.D. 1306".)
- 55) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 61f.
- 56) *Ibid.*, 63.
- 57) プファルツ伯ルブレヒト(父)が、宮廷楽師ヴェルナーを楽師王に任命した「任命状」(Mone, *Zeitschrift für Geschichte des Oberrheins*, IX: 127)によると、「我は、我が宮廷の従者である楽師(笛吹き)ヴェルナー・フォン・アルツァイを我が全領地、領域におけるすべての放浪者の王とし、全放浪者に対するすべての命令、法を委ねるものとする。この者は放浪者の王として、他の放浪者に対して、裏切ることなしに、彼の生存期間中は、公正かつ慣習に従い対処すべきである。」また、マインツ選帝侯の楽師王とこのプファルツ選帝侯の楽師王は世襲であったようである(Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 63f.).
- 58) ラポルトシュタイン家の出自とされるスポレート侯爵領には、詐欺師・放浪者の語源といわれるチェルレトー市がある。何らかの関係があるとしたら、非常に象徴的なことである(本論前編(「社会科学ジャーナル〈国際基督教大学〉28(1)」所収)注①⑦参照; Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 64ff.).
- 59) K. Albrecht, ed., *Rappoltsteimisches Urkundenbuch 759- 1500. Quellen zur Geschichte der ehemaligen Herrschaft Rappoltstein im Elsass* (Colmar 1891/ 98), Bd. 4, Nr. 704: 269.
- 60) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 63f.
- 61) 「シュレシュタット、ストラスブルク、ローゼンヴァイラーの楽師兄弟団(アルザス悲しみの聖母の兄弟団)」の楽師王のラッパ奏者イェルク・パウマンのザンクト

・グレゴリエントールの修道院長ハンス・ルドルフ宛書簡の概訳は次である。「修道院にて囚われて、塔に投獄し、純潔の聖母の祝日に処刑されるという約束を私と交わした、あるリュート奏者がおります。かの者は我らの掟に従い裁き、我らと捕吏も幾分か関わる囚われ人ですが、このことに関して我らとクネヒトの間での約束不履行は為されてはならないのです。なぜなら、かの者はよそ者であり、平和擾乱者と思われるからであります。私は、ホーヴェンシュタインからハーゲナウの森にいたるすべての放浪者の恵み深き王として、このようなすべての法に反した考えであり己れの自由意志によって生じた不法行為に対して、過度に苦しむことは放棄しまして、公正に次のことを決心しました。私もこの私の考えを公表し、我らの恵み深きラポルトシュタインの領主にこの旨を知らせ、このことを相談し、我らと我らの法に対しての領主の判断を仰ぐ所存です…」(K. Albrecht, ed., *Rappoltsteinisches Urkundenbuch 759- 1500. Quellen zur Geschichte der ehemaligen Herrschaft Rappoltstein im Elsass* (Colmar 1891/ 98), Bd. 4, Nr. 704: 269f.; Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 64f.)

- 62) この規約に関しては2系統の写本が知られている：Colmar, Archives départementales du Haut-Rhin, Extrad. de Munich carton 15, pièce no. 30[1494], no. 31[1533], no. 38[1606]; Coll. Heitz 2 J41/ 4[1718]; Archives municipales de Ribeauvillé, [title] “Pièces déposées en l’année 1702 par les préposées de la Confrérie des Musiciens de ce lieu”; 後者に関しては、蔵持不三也「楽師たちの社会史：歴史と祝祭のドゥラマトゥルギー」、『紀要く和光大学人文科学部』19(1984)：133-50、(後に、同氏『異貌の中世』(1986)に再録)参照。
- 63) 「<第10条> 病気ないし領主の命によって例大祭に参加できない者は、正式な方法によってその理由を証さなければならない。なお、この場合にでも年会費や食事代は参加者同様支払うものとする。」
- 64) 「<第21条> 従って、楽師たちはその職業上の様々な問題を居住地の裁判所ではなく、まず第一審たる楽師法廷に訴え、必要とあれば、上訴して領主の裁決を仰ぐことになる。」
- 65) 「<第20条> 楽師たちに関わる職業上の問題や規約違反、メンバー同士のもめごとすべて「王」と楽師法廷[例大祭に開催?]の所管に属する。…」  
「<第23条> あらゆる規約違反は楽師法廷の場で「王」によって裁かれ、罪の軽重に応じて罰金を課せられる。この場合、罰金は金銭および蠟燭であるが、後者はデュザンバッシュのノートル・ダム礼拝堂に捧げられる。違反者はさらに、自らの行為によって被害を与えた者に損害賠償の義務を負う。」
- 66) 「<第26条> 領主は諸般の事情に鑑みて本規約を変更したり、制限・補正する権利を有する。」；第21条は注69参照。
- 67) 「<第24条> 「王」もしくは楽師法廷の裁決に不服のある者は、これを最高法院に訴えることができる。」(以上の訳は、蔵持、前掲論文による)
- 68) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 71ff.; ウルマン・マイヤー個人に関する傍証

がいくつか伝わっている。例えば、「1417年から2,3年後、サヴォイでツンフト設立のための楽師の大規模な集会があった。これまでにないほど多くの、トランペット奏者、ツィンク奏者、楽師、様々な楽器奏者が参集した。その際出席したのはサヴォイ公の宮廷トランペット奏者フリミネとポルティエ、ハーブ奏者フランソワ、楽師ル・ルジェ、ジャン、ゴルティエ、ペトローニヤその他である。また同じ時期にドイツではマイヤーという名の楽師の王がいた。」(「ジュネーヴのメネストリエ、ジャン・フェリエとエティエンヌ・フェリエの年代記 *Annales de Jehan et Estienne Ferrier, Ménestriers de la cité de Genève*」)(M. Schletterer, *Studien zur Geschichte der französischen Musik* II, Berlin 1884, p. 80); また、「マイヤーは既に楽師王国の残りの領地に関してもレーエンを受けていた故に、1429年チューリヒ市参事会より楽師王に選出された。…ブREMガルテンの教区教会の例祭日には、謙虚なフィドル弾きと記されたマイヤーを追悼している。」(Ph. Weissenbach, *Geschichte von Bremgarten, Schulberichte*(1850-51), 42) などと言及があるように彼は当時かなり名前の知れ、勢力のあった楽師王であったようである。

(60) ウルマン・マイヤーに与えられた「1430年3月29日付レーヘン付与状 Lechen-Brieff」は以下である。「[都市チューリヒは、その裁判権と領域内のいわゆる楽師の王国をブREMガルテンのウルマン・マイヤーに付与する。]我ら都市チューリヒの市長と市参事会はこのことを万人に知らしめ、この条令を公けのものとする。我らは古きよき慣習のうちに、特に今の、我らのキープルク伯領に関して以下のことを取り決める。／すなわち我らのすべての支配権、グラーフ監督権、裁判権、領地、強制権、罰令権内に楽師の王国を授け、現在の楽師王を承認することとする。我らの祖先において誠実に守られていたことは、我々に於いても今日我らの開かれた決議のうちに、この認可状を与えることでなされる。これを付与された恵み深き領主ブREMガルテンのウルマン・マイヤー、隠者のための礼拝堂僧院長ブルカルツ・フォン・ヴィッセンブルク、そして放浪者が我らのすべての支配権、グラーフ監督権、裁判権、領域、強制権、罰令権下にある上述の楽師の王国を授けられんことを我らに嘆願し懇願するのである。我らは彼らの強い懇願を顧慮し、宣誓団体の他の放浪の人々から楽師王が一致して選ばれ、我らのすべての支配権、グラーフ監督権、裁判権、領域強制権、罰令権下にある上述の楽師の王国を授けられんことを特に重視するものである。我らが法をもって授け認めたこの認可状の権威と効力をもって、(この王国は)授けられるのである。この王国における楽師と放浪者の王に対して、法として、以下のことを承認する。楽師王とそのマルシャル(主馬頭・宮内官)は王国をこれまで以上に今後尊厳と名譽のすべてをもって、古くより継承されたるあらゆる自由と法とよき慣習を、あらゆる困窮によって欠かせたり妨げられたりする事無く、維持し保たねばならない。さらに、楽師王ウルマン・マイヤー自らは、あらゆる場合に我らの敬愛する市長フェリクス・マーネスを敬い、忠誠心と市への誓約をもって、我らの市長と市参事会に服従し、忠誠を期待するものであり、さらに楽師の王国を固結させておかねばならない。また我らは彼(楽師王)を用いてこの楽師の王国に求めることは、楽師王は

我らに服従し、あらゆる時に必要とするすべての事柄を為すことである。／ここに我らは、すべての君主、伯爵、領主、自由人、騎士、家僕、代官、保護職、市長、村長、郡長、市参事会に懇願する。あなたがたがここに挙げた楽師王ウルマン・マイヤーと彼の宮内職をよしなに迎え入れ、すべての館で保護のもとに置き、あなたがたの権勢に応じて彼らの困窮を助けんことを切にこの認可状を示して懇願する。何事かが生じた際は、すべてに関して同様に我らとその責を負う。／以上のすべての事々を告知するために、我らは放浪者の王ウルマン・マイヤー自身にこの認可状を我らの都市の印と共に与える。我らと我らの都市共同体と子孫に災いなきように。主の生誕から1430年後、四旬節後の水曜日に。」(Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 115-7.)

- (70) 「ウルマン・マイヤーの団体は、一番大事なチューリヒ市の援助によって、バーゼル公会議において慈愛の聖母の守護のものと兄弟団として認められた」(Johannes von Müller, *Geschichte der Schweizerischen Eidgenossenschaft*(Leipzig, 1806), 3: 162.)
- (71) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 70.
- (72) さらにこの聖ニコライの楽師兄弟団の特徴としては、例えば、祭礼や公式の集まりに芸を演じて金を稼ぐ者すべてを含む兄弟団加入者を二組に分け、第一組にウィーン市内、第二組にウィーン市外での営業(演奏)独占権を与えた。その見返りとして、団員には入会金10グルデン、年額1シリングを課し、納入者に演奏許可証を付与するというシステムをとった。定数は市内演奏の団員の36人で、毎朝聖シュテファン教会前で演奏の注文を受けた。団員の職種は、ラッパ吹きと笛吹き中心で、16世紀以降弦楽器奏者が加入した。一般の同業組合に見られるように相互扶助機能(疾病養老保険、一種の生命保険、遺族年金など)を有し、その意味では楽師組合と言いつてもよいかもしれない。史料として後に現われるのは、この「ニコライツェッへ兄弟団」による2つの葡萄園購入の記録と会館設立である。その後1652年に組合規約が政府によって制定され、1777年の皇帝ヨーゼフ2世による廃止令により消滅した(Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 54ff.)。
- (73) 下級楽師伯職としては、オーストリア・アルプス地方のシュタイアーマルク、ケルンテン、クラインの同職の例がある。これは楽師伯であるラッパ奏者ヴォルフガング・ヴェッターが、3グルデンで同職を売却したことに因り、1478年5月25日付けで皇帝フリードリッヒ3世とライバッハ市参事会と同市の裁判官の間に交わされた書簡記録である(Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 83)。
- (74) 「ain jeder varender man ... nyndert antwurten sol dan vor seinem spilgraven」(H.M. Schuster, ed., *Das Wiener Stadtrechts- und Weichbildbuch*(Wien 1873), 134, Art. 26.)
- (75) 1322年の婚礼条令では、婚礼に際して、経済的にも卓越した門閥層もしくは上層市民層は全部で8人の楽師を雇うことが許されていた。また中産市民層は半分の4人、下層市民層はたった2人しか認められてはいなかった。さらに1347年以前に制定されたと思われる婚礼条令でも「よそ者である楽師

spilman, der ain ausmann ist」は、都市の婚礼で何ら報酬を受け得ない旨が定められていた。これらのことからすでに都市領域内に住む楽師は、その就業の面で特権的地位を持ち始めたことがうかがえる。また、逆に都市当局による管理体制が始まった証左でもある (F. Auer, ed., *Das Stadtrecht von München nach bisher ungedruckten Handschriften* (München 1840), 282ff.; W. Salmen, *Der fahrende Musiker im europäischen Mittelalter* (Kassel 1960), 89)。

- (76) 「1464年7月25日付、バイエルン大公ルートヴィヒによるミュンヘンの楽師伯職任命状」の試訳は以下である。「我ルートヴィヒはこの書状をもって以下のことを公に知らしめる。すなわち我がラッパ奏者であり忠実なるアンドレアスとヤコブを、古くより由來し継承されてきた、我が領土すなわち全低地バイエルンと高地バイエルンに関わり管轄すると承認された楽師伯に、この書状をもって封授する。そのため我は我が全代官、行政官、レントマイスター、ラント書記官、裁判官、アムトマン、その他の我が臣下忠臣にこの書状が厳格にかつ堅実に実行されんことを命じる。／汝らは上述のシュピールグラーフ職を、古くより継承されたこと同様に務め、汝ら自身の疾病および間違いなしに、他の者の為すことを承認する。そればかりでなく我が助けによって訴訟を処理する。さらに(レーエンを)管理し保護し、守らねばならない。その際汝らは特に我が意志と我が厳命をそれぞれ為すこととする。ランツフートにて、聖マリア・マグダレーナの聖水曜日、主キリストの生誕より1464年後。」(Münchener Reichsarchiv, *Neuburger Copialbuch* No. 34, fol. 506; Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 84ff.)
- (77) 17世紀に任命された楽師伯の何人かの名前が知られている。またそれぞれに關しての記録も何編か存在している。例えば、1626年までは宮廷トランペット奏者の長であったカスパー・レーデラーが楽師伯であり、「1626年4月21日付バイエルン選帝侯マクシミリアンのブルクハウゼンよりの書簡」によるとこの年、新たな楽師伯の任命と若干の法令の改革が行なわれている。その後1638-51年には1619年以来宮廷軍楽トランペット奏者であったボンディオが務めた。その後任と思われる楽師伯ヨハン・レーデラーには「1651年7月1日付の指令書付認証状」が残されている(また、ここではレーデラー家による同職の世襲の可能性も指摘できる)。さらに1685-1734年はグライジンガーが長期にわたって同職を務めたが、1724-1734年には代理としてコルンが務めている。その後1734-1747年にはウングルネーダーが同職にあった。彼については、ゲルバーの『歴史的・伝記的音楽家辞典』(第1巻)(1790)において言及されている。最後の楽師伯は1747-1775年に務めたグロスであり、1757年の彼による「公告」が残されている。
- (78) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 84ff.
- (79) モーザーによると楽師伯の配下には、いわば家臣職と呼べる職が存在した。バイエルン、レーゲンスブルクでは地域的な楽師伯としてフィアテルマイスターがその職であり、スイスではそれはプファイファーマーシャル(楽師宮内職)と呼ばれた。1472-3年エドワード4世の「ロンドン市の楽師団体の認可状」によるとイングランドでは、2人のワーデン wardens が楽師王(marshal)下に任命されてい

た (Moser, *Die Musikergerossenschaften*, 84ff.)。

- (80) Schwab, "Guilds," 809ff.
- (81) 1320年の婚礼条令で帝国自由都市レーゲンスブルクの市参事は、当時既に「ゲルマン第一の都市」として自賛し、市民に最大24人の婚礼の楽師による賛沢を認めている。「当地の婚礼の際に少なくとも24名の楽師の使用を許可するものなり」(J. Widemann, ed., *Regensburger Urkundenbuch: Urkunden der Stadt bis zum Jahre 1350* (=Monumenta Boica Bd. 53=N.F.Bd. 7), München 1912; rep. Puchheim 1964, p. 724)。しかし、この数は1361年に制定された婚礼条令によると12人に制限される。「婚礼に12人以上の楽師を雇うことはできない。これには1リブラ [の罰金] を伴う」(Widemann, *Regensburger Urkundenbuch. II*: 213)。このような条令の監督のためには、楽師伯の設置は必要であった。
- (82) "Swer spilgraf ist, der schol wann xy presentyren ze vertigen swer die Hochzeit hat oder er muss ein jar uz der stat sin ob er mer vertigen hiezzet"(M. von Freyberg, *Sammlung historischer Schriften und Urkunden*. Stuttgart/Tübingen 1836, V: 19)。
- (83) 「楽人の学校 (ミムスの学校) scholae mimorum/vedelerscole」とは、シュヴァップによると、毎年四旬節にある時期に「楽師例大祭・集会」に参集した楽師兄弟団や流浪のまた都市や宮廷に定住する楽師が、大規模な会合を開いたことを指す。それは、熟達した親方たちにより楽器演奏やレパートリーに関する新しい技を習得し、それぞれの「楽師会議」では楽器を売買したり交換したりする目的で行なわれた。開催する都市の側では、多くの人々が都市に滞在する大市の期間中、来訪者への特別なアトラクションとして、いわば人集めのために楽師の学校 (楽師集会) を維持していた。また他の都市の市長と市参事会員は、時により都市居住の、また都市に仕える楽師をそのような学校に送りこむことに非常に関心を持っていたようである。その際単に、例えば、余所の都市から楽師が、そこで流行っている舞踏や歌や流行をもたらしといった音楽上の意図からだけではなかった (Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 48f.)。様々な問題をほらみ、また職業としての楽師を考えるうえで、このテーマは極めて重要な示唆を与えてくれることを付言しておく。
- (84) Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 46f.
- (85) *Ibid.*, 23f.
- (86) "Item, à maistre Symon, maistre des menestres de le viele, que tint s'escole à Ypre en le foire d'Ypre, en courtoisie, par commant d'eschevins: 101b."  
(*Ibid.*)
- (87) "Che sont li paiement fait à cheaus ki prenent salaire de la vile." (*Ibid.*)
- (88) *Ibid.*, 50f.; 一次史料は、Duisburg, Stadtarchiv, Fahnbzug der von H. Averdunk zum Druck vorbereitete Stadtrechnungen (1349-1408) による。
- (89) 1356年から1394年までのウィルヘルム親方に関する会計記録は以下である。  
1356/57: "1 flor. ponderosum Wilhelmo histrioni pro subsudio scholarum in

## Traiecto”

- 1359/60: “1 cl. Wilhelmo citariste ad subsidium scole”  
 1360/61: “1 cl. Wilhelmo histrioni et eius sociis de nupciis Wolteri Stechen”,  
 “16 gr. de T. Wilkino ad subsidium scholarum”  
 1364/65: “1 cl. ad subsidium scholarum Wilhelmi citariste”  
 1368/69: “1 cl. magistro Wilhelmo citariste ad subsidium scholarum”  
 1374/75: “Wilhelmo zithariste ad subsidium scholarum 1 mar.”  
 1375/76: “Wilhelmo cithariste pro subsidio ad scolās 3 βgr.”  
 1376/77: “meyster Wilham den vedeler ther scole 1 gul.”  
 1380/81: “mester Wilham Vedeler 1 gul.”  
 1383/84: “Wilham Vedeler 1 gul.”  
 1384/85: “mester Wilham Vedeler to vollaast ther scolēn 1 gul.”  
 1391/92: “mester Wilham Vedeler 1 mar.”  
 1392/93: “mester Wilham Vedeler 1 mar.”  
 1393/94: “meister Wilham Vedeler 1 mar.” “mester Wilham Vedeler 14 dn.”

(90) 上記の会計記録中、以下の年度を参照。1356/57; 1359/60; 1360/61; 1364/65; 1368/69; 1374/75; 1375/76; 1376/77; 1384/85

(91) 注(89), 1360/61年度参照。

(92) 「メーヴェの〈カモメ〉と呼ばれる」楽師への掟」もしくは「ケーニヒスベルクの都市音楽家職の最古のロール」の成立年代に関して研究史のうえでは多少の議論がある。つまり Walther Franz は「1350年頃」存在したのではないかと主張。また Christian Krollmann は、「1390年代に新たに改訂された」とし、この改訂は明らかに行なわれたものであり、むしろ幾度も行なわれた可能性も示唆している。W. Franz, *Das Königsberger Kunstgewerbe zur Ordenszeit. Altpreußische Forschungen* 17 (1940), 41; Ch. Krollmann, *Die älteste Rolle der Königsberger Stadtmusikanten. Mitteilungen des Vereins für die Geschichte von Ost- und Westpreußen* 3 (1928/29), 53f.; また、規約史料の紹介は以下の論文によってなされている。S. Meyer, *Die Gesetze der Spielleute [zu Mewe?]. Ein Beitrag zur Kulturgeschichte Preußens im 15. Jahrhundert. Altpreußische Monatsschrift* 44 (1907), 112ff.

(93) この楽師兄弟団の組織や特徴に付いて多少述べておきたい。兄弟団内部組織に関しては、まず「長老 alter lute」が兄弟団を司る。長老の義務には、集会 (begebenisse) を開催し、分担金と罰金を徴収し、日常成員に絶えず規律と秩序に留意させ、「若者衆 jungisten bruder」を決めることであった。若者衆は、集会や組合の宴会への召集を行ない、「成員がビールを飲む際、目上の者たちのなかで」(21条) ビールを注ぎ回ることに尽力せねばならなかった。「会計 kemerers」職はまずクリスマスの際に客として都市を訪れた楽師を監視し、彼らの夫人方も監督することに留意する義務を負った。組合への加入に関しては、組合(ツンフト)への加入とそのために必要な倫理的な条件に関しては詳細に定められている。例えば再び

「ここから去ろうとする」(16条)者に対しての決定である。また女性も成員になることができ例年の集会にも参加が許可された。兄弟団の財政に関しては、共同金庫 (buchse) の運用に注意を払い、「この兄弟団に属するすべての者は、その妻も含めて一人あたり、毎年四分の一年ごとに2ソリドゥスを、妻なきものはひとりにつき1ソリドゥスを」(5条)支払うべきことを要求した。倫理規範に関しては、多くの条項でより詳しく、定められた倫理規範に対する違反、「言葉や行為によって他人を怒らせた」(6条)いざこざ、指定された集会や成員の埋葬の前日催されるこの「兄弟団のミサvigilien」(12条)への欠席に対しての、蠟やビールや金銭による罰則の最高値が規定されていた。しかし、罰則の強要は禁止されていた。つまり「長老と仲間の申し立てが一致したときのみ、法は適用され1シリングが贈られるべきである」(6条)としている。また集会に出席を認められた女性の冗舌な振る舞いも告発、罰せられる対象であった。さらに、職業に不利となるおべっかや、不当な出しゃばり、仲間の引き抜き行為を最小限に抑えるため、そのような行為を弾劾し罰則を設けた(8, 9条)。(Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 43f.)

94) *Ibid.*

95) *Ibid.*, 56f.; 「4人以上の楽師を雇ってはいけない。一人当たり4ソリドゥス以下をそれぞれに報酬として与えるべきである。楽師が集まった際には、彼らに食事を振る舞ってもよいが、何も与えないのはいけない」(J.M. Lappenberg, ed., *Die ältesten Stadt-, Schiff- und Landrechte Hamburgs*(Hamburg 1845), 161)。「赤い都市法集」に関しては以下を参照: K. Koppmann, ed., *Kämmereirechnungen der Stadt Hamburg vom 1350-1562*(Bd. 1-9. Hamburg 1869/1940) II: 162; 228; H. Reincke, *Die Bilderhandschrift des hamburgischen Stadtrechts von 1497*(Hamburg 1971), 7f.

96) “Hinrico Cockenbeckere pro ezensis suis, quando inquisivimos et fistulatores...”(Koppmann, II: 16)

97) J. Sittard, *Geschichte des Musik- und Concertwesens in Hamburg vom 14. Jahrhundert bis auf die Gegenwart*(Altona 1890), 4ff.

98) “108 magistro Hinrico Kokembeckerer ad acceptandum novum fistulatozem ad servicum civitatis...” (Koppmann, II: 228)

99) Sittard, *Geschichte des Musik- und Concertwesens*, 15.

100) G. Oelrichs, *Vollständige Sammlung alter und neuer Gesez- Bücher der Kaiserlichen und des heiligen Römischen Reiches Freien Stadt Bremen*(Bremen 1771), 50.

101) R. Doebner, ed. trans., *Urkundenbuch der Stadt Hildesheim*, Tl.4. 1890, 319: Nr. 371. Statutensammlung. 1440 Mai 15.

102) 以下の2論稿が十分な示唆を与えてくれる。Schulz, Knut. 1985. *Die Handwerker-gesellen. Unterwegsein im Spätmittelalter*(ed. by P. Moraw): 71-92; Schulz, Knut. 1985. *Handwerksgesellen und Lohnarbeiter: Untersuchungen zur*

*oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts.*  
Sigmaringen.

- (103) 婚礼条令に関する史料は以下に所収。*Urkundenbuch der Stadt Lübeck*. T.1-11, nebst Wort- u. Sachregister (=Codex diplomaticus Lubecensis. Abt. I, Lübeck 1843/1932), II: 924 (Anfang 14. Jh); X: 290ff. (1454); IX: 316ff. (1467)。またシュヴァップによって収拾された「楽師伯文書」(依然として東ドイツに保管されているこの文書史料を、キール大学の音楽学研究所地域文書部門はドイツ学術振興会の援助による研究計画 SFB 17 の一環として入手し、マイクロフィルムにより保管している)は以下である。Lübeck, Stadtarchiv, Musicanten I, Vol. C, Fasz. 1 (olim.3) “Eid, Bestallung, Instruction, Dienst”(1661- 1791); Lübeck, Stadtarchiv, Musicanten I, Vol. C “Spielgräfe”, Fasz.14 “Bewerbungen”(1771)。さらにこれには1679年付の「楽師伯職志願状」も含まれる(Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 53ff.)。
- (104) J. Hennings, *Musikgeschichte Lübecks* (Kassel 1951), I: 17ff.
- (105) *Urkundenbuch der Stadt Lübeck*. IX: 216; Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 53ff.
- (106) *Ibid.*
- (107) “Vortmer, des ersten sifte des anderen daghes scholen dar nyne spillude komen, sunder de dar sint geladen, vnde der moet wol neghene wesene edder myn, men nicht mer, der schal men ok nynen vorsenden.” (*Urkundenbuch der Stadt Lübeck*, IX: 216)
- (108) 「婚礼条令」(1612年公刊)楽師に関するの宣誓、任命、教示、職務条項の試訳は以下である。「(I) 楽師伯は当法の監督者にして勤勉なる記録者であるべきである。いかに婚礼や婚約者が多かろうと、彼はこの法を丹念に読み上げ、留意せねばならない。また、この地位、職を希望するものは、以下のことを行なう旨了解された。すなわち、シュピールグラーフは宣誓と義務に基づき市参事会の用となるべく、ヴェッテ職閣下(組合監督役参事会員)に、今後起こる婚礼やかつて行なわれた婚礼を忠実に申し述べねばならない。その際鼎贖与、贈賄を犯した場合、何人も同職の解雇や宣誓偽証罪を免れ容赦されることはありえない。当職は、定められた責務に関して、何物も得るべきではないばかりか、あるものに対してと同様他のものに対しても、楽師について、その職務は何か、またこの法を犯してはいないかという彼らの行動を監督するという職務を喜んで遂行せねばならない。／(II) 同職は、婚礼に関して、花婿が希望した際には、あらかじめ事前の報告を受けていても、花婿によって付けに婚約が行なわれたかどうかを記録し、日時と場所を書き込み、毎週ヴェッテ職閣下にその旨を文面で報告せねばならない。また同職は、婚礼を職責に適し、この法に従っていたかを記録することに留意せねばならない。さらに、彼の思い違いである以外は、その旨をヴェッテ職閣下に報告せねばならない。また同職は、花婿にこの尊厳ある市参事会による法を読み、それに応じて振る舞うこと、罰を避けたい際には、その旨を申請することを警告せ

ねばならない。」(Lübeck, Stadtarchiv, Musicanten I, Vol. C, Fasz. 1 [alte Bezifferung 3], "Eid, Bestallung, Instruction, Dienst", 1661-1791.)

(109) 拙稿「ハンブルクの楽師組合」参照。

(110) 1679年に商人? ヴィシユマン B. Wischmann が提出した志願状は以下である。  
 「故ヨハン・テースト氏の死によって楽師伯職は最近空位になっております。空位のその地位には、最も才能あるものにして忠実かつ勤勉な人物を再び必要とせねばなりません。故人を損失するという国の内外に至るまで幾重にも不幸な事態に際して、その官職不在に困窮している市民に恩恵を与えるその職を、どの余人に与えられましょうか。しかし私は、この都市の悲しみを記すと同じく、何年にもわたり海陸問わず、大きな損害を被りました。それ故私は私の俗世の財産すべてを捧げ、母親のない多くの子供たちとともに、苦しみに苛まれる時のないように日々世間並みの暮らしができる以外の、余りは何ら要らぬ所存です。またこの3年間に、2つの悲しいことが起り、私の財産をすべて持って行ってしまったのです。そのため、私は私の哀れな子とはるかに厳しく、苦しく生活することしかできません。もし気高き当局が、23年間いつでも義務として喜んで都市の租税を支払っていた、最も従順な市民である私に、上述の貧窮し全資産を失った私の状態に救いの手を与えて下さらんことを…」(Lübeck, Stadtarchiv, Musicanten I, Vol. C "Spielgräfe.")

(111) 「楽師伯条令」就業応募条項(1771年)の試訳は次である。「楽師伯が音楽家であるかぎり、また、宴会を省略するような中産階級の個人的な(より小規模な)婚礼が行なわれる間は、楽師伯が出席するならば、彼の臨席により音楽が催促され、食後にダンスが踊られることは構わない。しかしもし楽師伯とは全く別の者だと判明されたなら直ちに、何の儲けにもならないこの思慮のない状況を回避せねばならない。」(Lübeck, Stadtarchiv, Musicanten I, Vol. C, "Spielgräfe", Fasz. 14 "Bewerbungen"(1771).)

(112) シュタットプファイファーも様々な呼称で呼ばれていた。特に「シュタットムジカント Stadtmusikant」に類する表現も多い。語彙に関しては、Praetorius, Ernst. 1905/6. "Mitteilungen aus norddeutschen Archiven über Kantoren, Organisten, Orgelbauer und Stadtmusiker alterer Zeit bis ungefähr 1800." *Sammelbände der Internationalen Musikgesellschaft* 7, 204-252 参照。シュタットプファイファーの成立と消滅、さらには実態やその団体に関して、さらにシュタットプファイファーを任命していた市参事会を中心とした都市の音楽生活に関しては以下の文献を参照。Geering, A. 1972. "Von den Berner Stadtpfeifern." *Schweizer Beiträge zur Musikwissenschaft* 1, 105ff.; Greifenhagen, O. 1903. "Revaler Stadtmusikanten in alter Zeit." *Baltische Monatsschrift* 55, 97ff.; Hempel, G. 1958. "Das Ende der Leipziger Ratsmusik im 19. Jahrhundert." *Archiv für Musikwissenschaft* 15, 187-197; Herbst, K. 1936/37. "Zur Geschichte unserer Stadtpfeifereien." *Die Musik* 26, 841-43; Kade, O. 1889. "Die Leipziger Stadtpfeifer." *MfM* 21, 194f.; Koppmann, K. 1897/98. "Die Rostocker

Stadt Musikanten." *Beiträge zur Geschichte der Stadt Rostock 2*, H. 2: 79ff.; H. 3: 13ff.; Krüger, L. 1933. *Die Hamburgische Musikorganisation im 17. Jahrhundert*. (Straßburg; rep. 1981); Miltitz, C. B. v. 1837. "Über das Institut der Stadtmusiker." *Allgemeine musikalische Zeitung* 39, 825-27; Nef, K. 1909. "Die Stadtpfeiferei und die Instrumentalmusiker in Basel (1385- 1814)." *SIMG* 10, 395ff.; Niemeyer, W. 1929/1931. "Die Zwickauer Stadtpfeifer im 16. Jahrhundert." *Mitteilungen des Altertumsvereins für Zwickau und Umgebung* 14 (1929): 41ff.; 15 (1931): 34ff.; Rau, W. 1931/32. "Geschichte der Chemnitzer Stadtpfeifer." *Mitteilungen des Vereins für Chemnitzer Geschichte* 28, 23ff.; Salmen, W. ed., 1971. *Der Sozialstatus des Berufsmusikers vom 17. bis 19. Jahrhundert*. Kassel; Schering, A. 1921. "Die Leipziger Ratsmusik von 1650-1775." *Archiv für Musikwissenschaft* 3, 17-53; Schwab, H. W. 1972. *Das Einnahmebuch des Schleswiger Stadtmusikanten Friedrich Adolph Berward*. Kassel; Schwab, W. H. 1978. "Krise und Auslösung des Stadtmusikantentums." *Beiträge zur Musikgeschichte Nordeuropas* (ed. U. Haensel, Wolfenbüttel), 271f.; Schwab, W. H. 1979. Artikel "Stadtpfeifer". *Die Musik in Geschichte und Gegenwart* [MGG] 16, Sp. 1731ff.; Schwab, W. H. 1982. *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums in der mittelalterlichen Stadt*. Kassel; Streckelsen, O. 1924. *Die Stader Ratsmusikanten*. Stade; Sterl, R. W. 1966. "Stadtmusikanten und Spielleute in der Reichsstadt Regensburg." *Der Zwiebelturm* 21, 160ff.; Sterl, R. W. 1968. "Materialien zum Spielmann und Stadtpfeifer im spätmittelalterlichen Regensburg." *Die Oberpfalz* 56, pp. 73ff.; Willman, P. 1925. "Stadtpfeifereien und Musikunterricht (Erlebnisse aus mein Lebenszeit)." *Zeitschrift für Musik* 92; Wolschke, M. 1981. *Von der Stadtpfeiferei zu Lehrlingskapelle und Sinfonieorchester. Wandlungen im 19. Jahrhundert*. Regensburg; 栗原かおり (1989) 「17, 18世紀ドイツにおける都市楽師の音楽活動とその社会的地位」, 『音楽学35(1)』。

- (113) 拙稿「ハンブルクの楽師組合」, 109頁以下参照。
- (114) 拙稿「ハンブルクの楽師組合」, 109頁以下および128頁以下の注④参照。
- (115) 注(111)参照。
- (116) シュタットプファイファーの団体とともに補助的な役割をする, いわば候補者の楽師の参集した団体には, ハンブルクの「Rollbruderschaft」やライブツィヒの「Kunstgeigerei」などがあつた。前者は14世紀以来の楽師兄弟団(組合)の性格を色濃く残したものである(拙稿参照)。シュタットプファイファーの団体(組合)とその下部組織とも言える楽師組合の例を次に示す: 1598年のリュエベックの「Chor-und Kösten-Bruderschaft」(-1815); 1623年のドレスデン周辺「Reichstompeter Zunft」の下部組織の「Kameradschaften」[Oberkameradschaft]; 1627年 バイエレンの「Trompeterkameradschaft」; 1653年 ザクセンの「Instrumental-Musicalisches Collegium (Instrumental-kollegium des ober-und

niedersächsischen Kreises)]; 1677年ブラハの「楽師ツンフト Musikantenzunft」。また、ヴェルテンベルクのふたつの楽師兄弟団、すなわち1458年のヴェルテンベルク伯ウルリッヒ認可による「聖母マリアの楽師兄弟団」の規約と同じくヴェルテンベルク大公領のシュタットプファイファー団体である1721年の「ツィンク奏者組合」の規約それぞれは、16世紀の転換点の諸相を様々な形で示してくれる。

- (iii) ピーター・バーク、中村賢二郎・谷泰訳「ヨーロッパの民衆文化」(1988)、特に273頁以下参照。

“PFEIFERKÖNIG” (KING OF MUSICIANS)

AND “SPIELGRAF”(COUNT OF MUSICIANS)

— A Model of Superintendent System of “Spielmann” (professional musicians) in Late Medieval and Early Modern Germany —

Part II

《Summary》

Shinya Agario

The superintendent system of wandering musicians in the 14th and 15th Century converges into the following four types: (a) *Pfeiferkönig* as a title given to court musicians, (b) *Pfeiferkönig* as musicians' feudal tenure (*Lehen*), (c) *Spielgraf* as court musicians and *Lehen*, and (d) city's *Spielgraf*, which accounting the social status can be subdivided into *Zunftmeister* (master of craft guild-musician count) and citizen count.

Types (b) and (c) are wide area superintendent systems, covering whole or parts of the feudal lord's governing region. Type (d) is a system that covers individual cities. Type (b) is a system by which musicians are collected to form *Spielmannsbruderschaft* (musician's fraternity), and *Pfeiferkönig* acting as its governing leader. The structure of types (c) and (d), the count system, is ruling of wandering musicians by a count chosen from aristocrats, citizens or musicians, as *Vogt* (steward) having superior power.

The ruling structure by *Pfeiferkönig* is that by which the *Pfeiferkönig* themselves, as holder of musicians' *Lehen*, rule both the human aspects and material aspects (activities) of musicians. On the other hand, the ruling structure by *Spielgraf* is that by which *Spielgraf*, as superintendents of law, rule musicians' activities by regulations.

A change in the above ruling structure of musicians is seen from

around 1500. This change can be simply described as a change from rules by *Vogt* / *Spielgraf* / *Bruderschaft* leader to the rule by *Stadt Pfeifer* (town piper). *Türmer* (tower warder); *Wachter* (watchman); leaders, *Altmann* (elders) and members of *Bruderschaft*; are employed as *Stadt Pfeifer* which is an official position of the city. In such a way a new hierarchy with *Stadt Pfeifer* at the peak is formed within the cities.

Through this, the status of counts starts to show a change from a non-musician status to a musician status — rule of musicians by musicians. At the same time, the form of musicians' guilds starts to show a change from *Pfeiferkönig* led *Bruderschaft* to *Stadt Pfeifer* led corporation or to a subordinate maintaining the name and organization structure of the original *Bruderschaft*.